

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	選挙人名簿システム
行政機関等の名称	選挙管理委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局
個人情報ファイルの利用目的	選挙時における選挙人の選挙（投票）資格審査のために利用する。
記録項目	氏名、住所、性別、生年月日
記録範囲	公職選挙法第21条に定める被登録資格等を有する者
記録情報の収集方法	住民基本台帳から抽出（窓口サービス課より提供）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地 四街道市役所 総務部総務課情報公開室
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	○選挙人は、選挙人名簿の登録に関し不服があるときは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第24条第1項に基づき、同項各号に定める区分に応じ、異議を申し出ることができる。 ○市町村の選挙管理委員会は、同法第22条第1項又は第3項の規定により選挙人名簿の登録をした日後、当該選挙人名簿に登録される資格を有し、かつ、引き続きその資格を有する者が選挙人名簿に登録されていないことを知った場合には、同法第26条に基づき、その者を直ちに選挙人名簿に登録し、その旨を告示しなければならない。
個人情報ファイルの種別 （電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル）	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
個人情報ファイルの種別 （政令第21条第7項に該当するファイルの有無）	有
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	（実施なし）

様式第1号（第4条）

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	（規定なし）
備考	—